

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそなわざに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。

二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。

三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第

第十二条の規定により算定した額をいう。

四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。

五 测定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。

六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な

水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用）で、普通交付税の算定に用いる

（運営の基本）
第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、平衡にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようしなければならない。（総務大臣の権限と責任）

第四条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。

一 每年度分として交付すべき交付税の総額を見積もること。

2 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。

3 第十条、第十五条、第十九条又は第二十条の二に規定する場合において、各地方団体に対する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。

4 第十八条に定める地方団体の審査の申立てを受理し、これに対する決定をすること。

5 第十九条第七項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）に定める異議の申出を受理し、これに対する決定をすること。

6 第二十条に定める意見の聴取を行うこと。

7 交付税の総額の見積り及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。

八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付税制度の運用について改善を図ること。

九 前各号に定めるもののほか、この法律に定める事項

(交付税の算定に関する資料)

第五条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に関する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項の機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。）は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

5 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

6 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

10 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

11 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

12 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

13 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

14 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

15 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

16 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

17 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

18 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

19 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

20 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

21 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

22 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

23 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

24 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

25 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

26 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

27 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

28 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

29 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

30 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

31 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

32 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

33 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

34 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

35 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

36 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

37 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

38 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

39 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

40 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

41 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

42 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

43 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

44 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

45 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

46 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

47 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

48 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

49 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

50 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

51 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

52 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

53 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

54 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

55 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

56 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

57 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

58 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

59 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

60 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

村市		町		八 補正予算償償還費		七 災害復旧費 地域振興費 恩給費										
5	4	3	2	1	二 土木費 道路橋りよう費	一 消防費	九 地方税減収補填債償 還費	十 財源対策債償還費	十一 減税補填債償還費	十二 臨時財政対策債償 還費	十三 東日本大震災全国 緊急防災施策等債償還費	十四 国土強靭化施策債 償還費	十五 臨時財政対策債償 還費	十六 東日本大震災全国 緊急防災施策等債償還費	十七 人 口	十八 恩給受給権者数
下水道費	都市計画費	公園費	港湾費	道路の面積	道路の延長	港湾における係留施設の延長	港湾における外郭施設の延長	漁港における係留施設の延長	漁港における外郭施設の延長	都市計画区域における人口	都巿公園の面積	人口	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	
人口	都巿公園の面積	都巿公園の面積	人口	道路の面積	道路の延長	港湾における係留施設の延長	港湾における外郭施設の延長	漁港における係留施設の延長	漁港における外郭施設の延長	都市計画区域における人口	都巿公園の面積	人口	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	
人口	都巿公園の面積	都巿公園の面積	人口	道路の面積	道路の延長	港湾における係留施設の延長	港湾における外郭施設の延長	漁港における係留施設の延長	漁港における外郭施設の延長	都市計画区域における人口	都巿公園の面積	人口	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方針によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）	

十三 臨時財政対策債償		七 港湾における係留施設の延長	
十四 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費		八 港湾における外郭施設の延長	
十五 國土強靭化施策債		九 港湾における外郭施設の延長	
十六 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位の種類		十 渔港における外郭施設の延長	
測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位の数値の算定の基礎	測定単位の数値の算定の基礎
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	十一 都市計画区域における人口	九 港湾における外郭施設の延長
二 面積	国土地理院において公表した最近の当該地方団体の面積	十二 都市公園の面積	十 渔港における外郭施設の延長
三 警察職員数	警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第五十七条规定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	十一 都市計画区域における人口	九 港湾における外郭施設の延長
四 道路の面積	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積	十二 都市公園の面積	十 渔港における外郭施設の延長
五 道路の延長	道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長	十一 都市計画区域における人口	九 港湾における外郭施設の延長
六 河川の延長	河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第十二条第二項に規定する河川現況台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	十二 都市公園の面積	十 渔港における外郭施設の延長
七 港湾における外郭施設の延長	港湾台帳に記載されている外郭施設（港湾法第二条第五項第九号の二に掲げる港湾施設のうち廃棄物埋立護岸を含む。）の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	十一 都市計画区域における人口	九 港湾における外郭施設の延長
八 港湾における外郭施設の延長	港湾台帳に記載されている外郭施設（港湾法第二条第五項第九号の二に掲げる港湾施設のうち廃棄物埋立護岸を含む。）の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	十二 都市公園の面積	十 渔港における外郭施設の延長
九 港湾における外郭施設の延長	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の二第一項の港湾台帳（以下「港湾台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する港湾に係るもの	十一 都市計画区域における人口	九 港湾における外郭施設の延長
十 渔港における外郭施設の延長	港湾法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	十二 都市公園の面積	十 渔港における外郭施設の延長
十一 都市計画区域における人口	港湾法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	十一 都市計画区域における人口	九 港湾における外郭施設の延長
十二 都市公園の面積	港湾法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	十二 都市公園の面積	十 渔港における外郭施設の延長
十三 小学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第二百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）の教職員に係る当該道府県の定数	十三 小学校の教職員数	十一 都市計画区域における人口
十四 小学校の児童数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第二百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）の教職員に係る当該道府県の定数	十四 小学校の児童数	十二 都市公園の面積
十五 小学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第二百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）の教職員に係る当該道府県の定数	十五 小学校の学級数	十三 小学校の教職員数
十六 小学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第二百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）の教職員に係る当該道府県の定数	十六 小学校の学級数	十四 小学校の児童数
十七 中学校の教職員数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第二百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十七条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対する指導を	十七 中学校的教職員数	十五 小学校的学級数

<p>各年度において第七十六号)第二条に定める基本理念に基づき平成二十五年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する国緊急防災施策の防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に充てるため差借で総務大臣の指定するものの額</p> <p>行について同意(2)全国的に、かつ、緊急に実施する防灾及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た費用に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額(1)に充てるための差借で総務大臣の指定するものの額</p> <p>掲げるものを除く。)</p>
<p>四十九 令和元年全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靭化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>五〇 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。</p>
<p>五一 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。</p>
<p>五二 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要が生じたた い場合は、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けるこ とができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければなら ない。</p> <p>(測定単位の数値の補正)</p>
<p>五三 第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別 ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応 じ当該測定単位の数値を補正することができる。</p>
<p>五四 前項の測定単位の数値の補正(以下「種別補正」という。)は、当該測定単位の種別ごとの数 値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。</p>
<p>五五 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定 単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正 するものとする。</p>
<p>一 人口その他測定単位の数値の多少による段階</p> <p>二 人口密度、道路キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの</p> <p>三 地方団体の熊谷</p> <p>四 寒冷度及び積雪度</p>
<p>四六 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ 次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。</p>
<p>一 前項第一号の補正(以下「段階補正」という。)は、当該行政に要する経費の額が測定単位 の数値の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る 係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該 率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政機能等の差があるこ とにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当 該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率 を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。</p>

地方経費の種類	団体の種類	測定単位	補正の種類
県道府	一 警察費	警察職員数	段階補正
3 2 河川費	二 土木費 道路橋りょう費	道路の面積	密度補正、熊容補正及び寒冷補正
港湾費	道路の延長	冷補正	別補正
河川の延長	港湾における係留施設の延長	熊容補正	種別補正
港湾における外郭施設の延長	漁港における外郭施設の延長	寒冷補正	熊容補正

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて遞減し、又は遞増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方針により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政機能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乘じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政機能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする度合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たる額が寒冷又は積雪の度合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる度合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乗じて得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

その他の土木費		教育費		高等学校費		中学校費		小学校費		教育費		高等学校費		中学校費		小学校費		教育費		人口	
九 債償還費	八 費 補正予算債償還	七 災害復旧費	六 地域振興費	五 水産行政費	四 商工行政費	三 総務費	二 徴稅費	一 農業行政費	六 労働費	五 産業経済費	四 高齢者保健福祉	三 衛生費	二 社会福祉費	一 生活保護費	四 厚生労働費	三 生徒費	二 町村部人口	一 人口	教職員数	教職員数	
九 地方税減収補填	八 地 方 債 の 額	七 災 害 復 旧 費	六 地 域 振 興 費	五 水 産 行 政 費	四 商 工 行 政 費	三 總 務 費	二 徴 稅 費	一 農 業 行 政 費	六 労 働 費	五 産 業 經 済 費	四 高 齡 者 保 健 福 祉	三 衛 生 費	二 社 會 福 祉 費	一 生 活 保 護 費	四 厚 生 勞 動 費	三 生 徒 費	二 町 村 部 人 口	一 人 口	字級数	字級数	
九 平成十六年度から令和五年度までの各年度に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	八 和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	七 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	六 地 方 税 減 収 補 填	五 種 別 補 正	四 種 別 補 正	三 段 階 補 正	二 段 階 補 正	一 段 階 補 正	六 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	五 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	四 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	三 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	二 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	一 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	六 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	五 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	四 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	三 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	二 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	一 段 階 補 正、密 度 補 正、寒 冷 補 正	

十二 臨時財政対策 債償還費	十三 東日本大震災 全国緊急防災施策等 債償還費	十四 土地強制化施 策債償還費
6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。	6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。	6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。

7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。	7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。	7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。
8 構造補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。	8 構造補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。	8 構造補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。
9 寒冷補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、給与の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。	9 寒冷補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、給与の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。	9 寒冷補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、給与の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。
10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後	10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後	10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後
11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。	11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。	11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。
12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。 第十四条 基準財政収入額の算定方法	12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。 第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利息割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地主税の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、「配当割交付金」という。）の交付見込額に係る額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十	12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。 第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利息割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地主税の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、「配当割交付金」という。）の交付見込額に係る額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第十項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定	2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第十項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定	2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第十項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定
--	--	--

		3 債却資産
(1) 地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの	当該配分額	当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額
(2) その他の債却資産	当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額	当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額
3 種別割	3 種別割	3 種別割
2 市町村たばこ税	2 市町村たばこ税	2 市町村たばこ税
1 税	1 税	1 税
3 環境性能割	3 環境性能割	3 環境性能割
2 軽自動車税	2 軽自動車税	2 軽自動車税
1 税	1 税	1 税
3 種別割	3 種別割	3 種別割
2 鉱産税	2 鉱産税	2 鉱産税
1 税	1 税	1 税
3 特別土地保有税	3 特別土地保有税	3 特別土地保有税
2 鉱物の生産量及び山元価格	2 鉱物の生産量及び山元価格	2 鉱物の生産量及び山元価格
1 税	1 税	1 税
3 前年度における特別土地保有税の課税標準額	3 前年度における特別土地保有税の課税標準額	3 前年度における特別土地保有税の課税標準額
2 事業所税	2 事業所税	2 事業所税
1 税	1 税	1 税
3 前年度における事業所税の課税標準額（当該年度において新たに事業所税を課すこととなる市にあっては、当該年度における事業所税の課税標準額のうち）	3 前年度における事業所税の課税標準額（当該年度において新たに事業所税を課することとなる市にあっては、当該年度における事業所税の課税標準額のうち）	3 前年度における事業所税の課税標準額（当該年度において新たに事業所税を課すこととなる市にあっては、当該年度における事業所税の課税標準額のうち）
2 利子割交付金	2 利子割交付金	2 利子割交付金
1 税	1 税	1 税
3 前年度の利子割交付金の交付額	3 前年度の利子割交付金の交付額	3 前年度の利子割交付金の交付額
2 株式等譲渡所	2 株式等譲渡所	2 株式等譲渡所
1 税	1 税	1 税
3 得割交付金	3 得割交付金	3 得割交付金
2 法人事業税	2 法人事業税	2 法人事業税
1 税	1 税	1 税
3 该市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数	3 该市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数	3 该市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数
2 交付金	2 交付金	2 交付金
1 税	1 税	1 税
3 地方消費税	3 地方消費税	3 地方消費税
2 前年度の地方消費税交付金の交付額	2 前年度の地方消費税交付金の交付額	2 前年度の地方消費税交付金の交付額
1 税	1 税	1 税
3 交付金	3 交付金	3 交付金
2 ゴルフ場利	2 ゴルフ場利	2 ゴルフ場利
1 税	1 税	1 税
3 当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員	3 当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員	3 当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
2 交付金	2 交付金	2 交付金
1 税	1 税	1 税
3 用税交付金	3 用税交付金	3 用税交付金
2 交付金	2 交付金	2 交付金
1 税	1 税	1 税
3 軽油引取税	3 軽油引取税	3 軽油引取税
2 前年度の軽油引取税交付金の交付額	2 前年度の軽油引取税交付金の交付額	2 前年度の軽油引取税交付金の交付額
1 税	1 税	1 税
3 環境性能割	3 環境性能割	3 環境性能割
2 交付金	2 交付金	2 交付金
1 税	1 税	1 税
3 地方揮発油	3 地方揮発油	3 地方揮発油
2 前年度の地方揮発油譲与税の譲与額	2 前年度の地方揮発油譲与税の譲与額	2 前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
1 税	1 税	1 税
3 譲与税	3 譲与税	3 譲与税
2 特別とん謙譲	2 特別とん謙譲	2 特別とん謙譲
1 税	1 税	1 税
3 石油ガス譲与税	3 石油ガス譲与税	3 石油ガス譲与税
2 前年度の石油ガス譲与税の譲与額	2 前年度の石油ガス譲与税の譲与額	2 前年度の石油ガス譲与税の譲与額
1 税	1 税	1 税
3 自動車重量	3 自動車重量	3 自動車重量
2 譲与税	2 譲与税	2 譲与税
1 税	1 税	1 税
3 航空機燃料	3 航空機燃料	3 航空機燃料
2 前年度の航空機燃料譲与税の譲与額	2 前年度の航空機燃料譲与税の譲与額	2 前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
1 税	1 税	1 税
3 森林環境	3 森林環境	3 森林環境
2 前年度の森林環境譲与税の譲与額	2 前年度の森林環境譲与税の譲与額	2 前年度の森林環境譲与税の譲与額

二二二 市町村交換有資産等所在市町村交付金法第七条、第八条又は第十条第一項の規定に付金

より各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

(地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例)

第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかった場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第一百九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項の規定により指定を受けた特別保存地区(同法第七条の二の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。)の区域内における家屋又は土地

三 特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定期日の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定期過大又は基準財政収入額の算定期過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるようを行うものとする。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(交付時期)

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期 交付時期ごとに交付すべき額

四月及び 六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十二月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合には、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

(市町村交付税の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十七条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に對し交付すべき交付税の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つてゐるよう努めなければならない。

(国税に関する書類の閲覧又は記録)

第十七条の二 都道府県知事が前条第一項の規定により市町村に対し交付すべき交付税の額を算定する場合において、市町村に係る第十四条の基準財政収入額を算定するため、政府に對し、その基礎に用いる国税の課税の額の算定及び交付税の額を算定するべき所得額及び課税額に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(交付税の額の算定に用いた資料に関する検査)

第十七条の三 総務大臣は、都道府県及び政令で定める市町村について、交付税の額の算定に用いた資料に關し、検査を行わなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における市町村(前項の政令で定める市町村を除く。)について、交付税の額の算定に用いた資料に關し検査を行い、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に關し、総務大臣に対し意見を申し出しができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に處理するとともに、その通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服がある場合は、前項の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

(交付税の額に関する審査の申立て)

第十八条 地方団体は、第十条第四項又は第十五条第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服がある場合は、前項の規定により意見の申出を受けた場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に對し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

るときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に對し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を經由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の審査の申立てを受けた場合においては、その申立てを受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。この場合において、市町村の審査の申立てに係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を經由してしなければならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)

第十九条 総務大臣は、第十条第四項の規定により普通交付税の額を通知した後において、又は前条第一項の規定による審査の申立てを受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを發見した場合(当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度(次項において「交付年度」という。)以降五箇年度内に發見した場合に限る。)で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを發見した年度又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができることを發見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けた普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきまであつた普通交付税の額を返還させるとして、これを返還させることができ。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならぬ。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。

4 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不當に交付税の交付を受けた場合においては、総務大臣は、当該地方団体が受けるべきであった額を超過する部分(「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。)については、当該事實を發見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を國に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、総務大臣は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

6 総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に對し文書をもつて示さなければならぬ。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、総務大臣が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、総務大臣に對し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

(交付税の額の減額等の意見の聴取)

第二十条 総務大臣は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項から第四項まで並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。

2 総務大臣は、第十条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えてなら第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 総務大臣は、前項の意見の聴取の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三项に定めるものを除くほか、意見の聴取の手続その他意見の聴取に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(関係行政機関の勧告等)

第二十条の二 関係行政機関は、その所管に關係のある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つてゐるために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に対し、これを備えるべき旨の勧告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の勧告をしようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。

3 地方団体が第一項の勧告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、総務大臣に対し、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還せざることを請求することができる。

4 総務大臣は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還せざなければならぬ。第十九条第六項から第八項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還せざる交付税の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合には、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付せた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

(都の特例)

第二十一条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

第二十二条 每年度分として交付すべき交付税の総額又は各地方団体に対して交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に対して交付税を交付する場合並びに加算金を納付させる場合(端数計算)

において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類の原案を作成しようととするとき。

三 第十条又は第十五条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするととき。

四 第十八条第二項の規定により地方団体の審査の申立てについて決定をしようとするとき。

五 第十九条第四項の規定により交付税を返還させようとするとき。

六 第十九条第八項(第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により地方団体の異議の申出について決定をしようとするとき。

七 第二十条第三項の規定により同条第二項に規定する決定又は処分を取り消し、又は変更しようとするととき。

八 第二十条の二第四項の規定により交付税を減額し、又は返還せざようとするととき。

(事務の区分)

第二十四条 第五条第三項、第十七条第一項、第十七条の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段(これらの規定を第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

(関係法律の廃止)

第二条 地方配付税法(昭和二十三年法律第一百十一号)及び地方配付税配付金特別会計法(昭和十五年法律第六十七号)は、廃止する。

(交付税の総額についての特例措置)

第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六条第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

(令和六年度分の交付税の総額の特例)

第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に五千億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための六百十一億千七百一十万七千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五号)第一条の規定による改正前の

地方交付税法(以下「旧法」という。)附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和

六年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 九百八十八億円

三 令和六年度における借入金の額に相当する額 二十八兆千百二十二億九千五百四十万八千円

四 令和五年度における借入金の額に相当する額 二十八兆六千百二十二億九千五百四十万八千円

五 令和六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千九百六十五億円	六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円
七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和七年度から令和二十六年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定について、令和六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千二百二十三億五十四万三千円	八 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた額 一千四百四十九億百七十二万円を減額する。（令和七年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）
九 令和七年度以降の各年度分として交付すべき交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。	一〇 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた額の合算額を控除した額に相当する額
一 令和七年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。	一一 令和七年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。
一二 令和各年度における借入金の額に相当する額	一二 令和各年度における借入金の額に相当する額
一三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額	一三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額
一四 令和七年度	一四 令和七年度
一五 令和八年度	一五 令和八年度
一六 令和九年度	一六 令和九年度
一七 令和十一年度	一七 令和十一年度
一八 令和十二年度	一八 令和十二年度
一九 令和十三年度	一九 令和十三年度
二〇 令和十四年度	二〇 令和十四年度

金額
七百七十五億円
五百三十五億円
五百四十八億円
五百九十九億円
九百六十一億円
三億円

経費の種類	測定単位	単位費用
一 地域改善対策特定事業債等償還費	事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき八〇〇円
二 過疎地域の持続的発展等のための地方債償還費	事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき七〇〇円
三 公害防止事業債償還費	可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇円
四 費用	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇円
五 業債償還費	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行について同額又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき五〇〇円

五 令和六年度から令和二十六年度までの各年度にあっては同項の規定による額から五百八十億七千三百二十二万円をそれぞれ減額した額とする。	六 令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付
七 令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付	八 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付

九 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付	一〇 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付
一一 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付	一二 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付
一三 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付	一四 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付
一五 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付	一六 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付
一七 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付	一八 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付
一九 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付	二〇 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付

すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超過して交付された額のうち八百九十八億三百四十四万円及び令和元年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である四千八百十一億八百七十八万二千円について、令和七年度及び令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百七十八万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

二 令和七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百七十八万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

三 令和七年度の各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百七十八万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八十八万円をそれぞれ減額する。

四 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

五 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

六 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

七 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

八 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

九 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一〇 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一一 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一二 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一三 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一四 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一五 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一六 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一七 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一八 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

一九 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

二〇 第二項第一号及び第二号の借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

六 被災者生活再建支援 法人への拠出のための地 方債償還費	被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行に千円につき 元利償還金
七 合併特例債償還費	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行に千円につき 元利償還金
八 原子力発電施設等立 地地域の振興のための地 方債償還費	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行に千円につき 元利償還金
九 地域改善対策特定事 業費、地域改善対策事業 費又は同和対策事業費の 財源に充てるため発行を 許可された地方債に係る 元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行に千円につき 元利償還金
一 過疎地域の持続的發 展等のための事業費の財 源に充てるため発行につ いて同意又は許可を得た方 債で過疎地域の持続的發 展の支援に関する法律(昭 和四十年法律第六十号) 第五条又は旧同和対策事業 特別措置法(昭和四十四年 法律第六十号) 第十条の規定により総務大臣 が指定したものに係る当該 年度における元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行に千円につき 元利償還金
二 過疎地域の持続的發 展等のための事業費の財 源に充てるため発行につ いて同意又は許可を得た方 債で過疎地域の持続的發 展の支援に関する法律(昭 和四十年法律第六十号) 第五条又は旧同和対策事業 特別措置法(昭和四十四年 法律第六十号) 第十条の規定により総務大臣 が指定したものに係る当該 年度における元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行に千円につき 元利償還金
三 公害防止事業費の財 源に充てるため発行につ いて同意又は許可を得た方 債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行に千円につき 元利償還金
四 石油コンビナート等 特別防災区域に係る緑地 等の設置のための事業費 の財源に充てるため発行 について同意又は許可を得た 方債に係る元利償還金	合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行に千円につき 元利償還金

市町村	人口減少等特別対策事業費	人口	円
	人口		
	一人につき 三、四〇〇		
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	表示単位
(地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入)			
第五条の四	当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。		
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	表示単位
(地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入)			
第六条	令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他的事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。		
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	表示単位
(地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入)			
第六条	令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。		
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	表示単位
(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)			
第六条	令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。		
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	表示単位
(地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入)			
第六条	令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。		
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	表示単位
(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)			
第六条の二	令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。		
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	表示単位

下この条において「基金費の額」という。)の百分の五十に相当する額(以下この条において「控除額」という。)を控除した額とし、令和七年度にあつては基金費の額から令和六年度における控除額を控除した額を控除した額とする。)とする。
 (令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)
第六条の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。
 一千三百九十九億三千五百万四千円に当該道府県の控除前財源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額が基準財政收入額を超える額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額
二 一千三百九十九億三千五百万四千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものとの基準により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他的事情を参照して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。
二 二千百四十四億八千七百七十九万九千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものとの基準により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。
一 令和五年度における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
二 令和四年度における基準財政收入額を地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
三 令和三年度における基準財政收入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
四 令和二年度における基準財政收入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
五 令和元年度における基準財政收入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値
第六条 第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合には、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政收入額の合算額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。
 (交通安全対策特別交付金の基準財政收入額への算入)
第六条の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。
 前項に規定する交通安全対策特別交付金の基準財政収入額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。
第七条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県にあつては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされ

年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額
イからへまでこ掲げる項の合算額

イからへまでに掲げる額の合算額

—

イ
平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込

二、平成二十一年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として、総務省令で定めることにより算定した額

額として、経済省令で定めるところにより算定した額
平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法

法
震災特別法
震災特別法改正法
平成二十四年租税特別措置法等改正法
平成二十五年
所得稅法等改正法
平成二十六年所得稅法等改正法
平成二十七年所得稅法等改正法
平成
二十八年所得稅法等改正法
平成二十九年所得稅法等改正法
平成三十一年所得稅法等改正法
法、令和三年所得稅法等改正法
令和五年所得稅法等改正法及び令和六年所得稅法等改正法
の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見
込額として総務省令で定めることにより算定した額

法
令和二年所得税法等改正法 令和三年所得税法等改正法 令和五年所得税法等改正法及
び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震
災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額
八 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十
号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法
等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方
税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見
込額として総務省令で定めるところにより算定した額

平成二十三年法律第二十号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号)。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という)、平成二十三年法律第二百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第

二 税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、

平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十
四号、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地
税法等改正法による自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額し
て総務省令で定めるところにより算定した額

平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和六年度の東日本大震災による法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災による減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(基準積密等の算定方法の特

（基準積密等の算定方法の特

一
例

第八条 当分の間 第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち 道府県民税の所得割
法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得

第八条 当分の間 第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち 道府県民税の所得割
法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得

1

平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得稅法等改正法、平成二十六年所得稅法等改正法、平成二十七年所得稅法等改正法、平成二十八年所得稅法等改正法、平成二十九年所得稅法等改正法、平成三十一年所得稅法等改正

割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん讃與税に係る同表の基準税額等（以下この条において「基準税額等」という。）を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等（道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準

税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の法人税割り子割交付金及び法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入された部分に相当する額(当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く)を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。
(特別土地保有税に係る基準税額等の算定方法の特例)

第八条の二 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別土地保有税に係る同表の基準税額等は算定しないものとする。

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に対して交付すべき令和六年度分までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これからの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

第十条 新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)
新たに指定された指定都市に対して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎によることができず又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十二条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び令和六年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算されれた旧法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百十一億千七百二十万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和六年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の六に相当する。

第十三条 令和六年度分として交付すべき令和六年度震災復興特別交付税額の一部のうち令和六年度内に交付すべきである震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額(次項及び第三項において「超過交付額」という。)を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該

法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和六年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和七年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

前項の規定により令和六年度震災復興特別交付税額の一部を令和七年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額及び同項の規定により加算された令和六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定すべき額の特例)

第十三条 令和六年度及び令和七年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額(附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「令和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、令和七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(令和六年度及び令和七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 令和六年度及び令和七年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和六年度にあつては「から附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」と、令和七年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)

第十五条 令和六年度及び令和七年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額(次項及び第三項において「超過交付額」という。)を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該

地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならぬ。

3 令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

附 則（昭和二十六年四月五日法律第一三三号）抄

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。」の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）とする。

附 則（昭和二十六年五月一九日法律第二七〇号）抄

規定は、昭和二十五年度分から適用する。

附 則（昭和二六年五月一九日法律第二七〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年四月二八日法律第一〇六号）抄

この法律は、法施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年五月二三日法律第一四七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年六月二日法律第一六三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年六月三日法律第一六六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年六月三日法律第一六六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二六二号）抄

この法律は、自治府設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二六二号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金から適用する。

附 則（昭和二八年八月一四日法律第二〇九号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金から適用する。

附 則（昭和二九年五月一五日法律第一〇一号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税から適用する。

2 1 改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中十固定資産に係る部分は、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和三〇年八月四日法律第一三三号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。ただし、地方交付税法第十四条第二項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三一年五月一二日法律第一〇〇号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和三一年六月一二日法律第一四八号）抄

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三二年五月一六日法律第一〇三号）抄

この法律は、公布的日から施行し、昭和二十二年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

附 則（昭和三三年五月一七日法律第一三〇号）抄

この法律は、公布的日から施行し、昭和三十二年度分の地方交付税から適用する。ただし、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十九条（第五項を除く。）の規定は、昭和三十一年度分以前の地方交付税又は昭和二十八年度分以前の地方財政平衡交付金について、昭和三十二年度以降においてその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたことを発見した場合についても適用する。

附 則（昭和三三年五月一七日法律第一一七号）抄

この法律は、公布的日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。

1 1 改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十二年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した場合についても、適用する。

附 則（昭和三四四年四月一日法律第九七号）抄

この法律は、公布的日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和三四四年四月一日法律第九七号）抄

この法律は、公布的日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和三四四年四月一日法律第九七号）抄

この法律は、公布的日から施行し、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三五年四月三〇日法律第六七号）抄

この法律は、公布的日から施行し、昭和三十五年度分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

この法律は、公布的日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)
第十三条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四〇年四月一日法律第三十九号)

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四〇年二月二九日法律第一五七号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

1 (地方交付税法の一部改正) この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四一年三月三一日法律第四〇号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正) 第二十一条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四一年四月二八日法律第六〇号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正) 第二十二条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四一年六月三〇日法律第四五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正) 第二十三条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四三年三月三〇日法律第四四号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十三年三月三〇日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第百十四条の五並びに第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十二条第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五条、第十九条及び第二十条の規定は同年七月一日から施行する。

附則 (昭和四三年三月三〇日法律第四四号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正) 第二十五条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四三年四月三〇日法律第三一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正) 第二十六条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) この法律は、新法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正) 第二十七条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四四年四月九日法律第一六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正) 第二十八条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四四年六月七日法律第三九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正) 第二十九条

前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四四年七月一〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

経費の種類	測定単位		単位費用
	人口	円	
土地開発基金費	一人につき	一、〇〇〇	銭
	〇〇		
4 前項の測定単位の数値は、官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口について、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、市町村の態容その他の事情を参照して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。			
附則 (昭和四六年五月二六日法律第七〇号) 抄			
(施行期日等)			
第一条 この法律は、公布の日から施行する。			
(地方交付税法の一部改正)			
第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。			
附則 (昭和四六年五月三一日法律第九〇号) 抄			
(施行期日)			
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の自動車重量譲与税から適用する。			
附則 (昭和四七年四月一日法律第一三号) 抄			
(施行期日)			
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。			
附則 (昭和四七年五月一日法律第一五号) 抄			
(施行期日)			
1 この法律は、公布の日から施行する。			
附則 (昭和四八年四月二六日法律第二三号) 抄			
(施行期日)			
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第一百十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は昭和四十八年六月一日から、特別土地保有金から適用する。			

税に関する改正規定は同年七月一日から、第百十四条の四、第百十四条の五第一項、第百二十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、第百四十九条、第百五十条第三項及び第四項並びに第百五十一条第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正)

附則(昭和四八年六月一六日法律第三四号)抄

附則（昭和四八年二月二四日法律第二三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

第二十五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項及び第十四条の二の規定は、

昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

るの「電気ガス税額のうちガスに係るもの」とする。

〔昭和四九年五月六日法律第四六号〕

市町村民税減税補てん賃償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第四

十九号は廃止する。

正月の初日は、お正月の祝い事で、年始の挨拶や、新年の運びを祈る習わしである。

附則（昭和四九年一月二三日法律第〇号）抄

この法律は、公有の日から施行する。
昭和三〇年三月三日去建第一号

(施行期日)

第一条 この法律は昭和五十年四月一日から施行する。

前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十年度分の

地方交付税から適用する。

中田和三金原に附け前条の規定に。改正後の改正後第十四第二項の表に田林の項

前年度における事業所税の課税標準額

卷之三

事業所税 当該年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給

与
総額並びに新增設事業所床面積

（昭和五〇年七月四日去津第二号）少付則

この法律は、公布の日から施行する。

改正後の方針は、地方交付税法別表の規定に依る。昭和十五年度分の地方交付税から適用する。

よつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位

費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	臨時土地対策費	人口	一人につき 三六〇円
市町村	臨時土地対策費	人口	一人につき 三六〇
（前頁の則定単位の改訂は、官報で公示せしむる限りの現勢調査の結果によると、当該地区公表冊本の			

(地方交付税法の一部改正)

第三十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和五十四年度分の地方交

付税から適用する。

附 則 (昭和五十四年五月二五日法律第三五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十四年度分の地方

交付税から適用する。

2 昭和五十四年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三

項の表道府県の項第九号中「狩猟者登録証」とあるのは、「狩猟免状」とする。

3 昭和五十四年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度

分に係る地方交付税法第十条第二項本文の規定による普通交付税の額の合算額と同年度の交付税

及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から当該額のうち同法

第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額

(以下この項において「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を「同年度内に交付しないで、同法第六条第二項に規定する当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、昭和五十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、当該合計額から同予算に計上された地方交付税交付金の額を控除した額に相当する昭和五十四年度分として交付すべき地方交付税については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかるらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

附 則 (昭和五五年三月一一日法律第四号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

11 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十条の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (昭和五五年五月二二日法律第四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十五年度分の地方

交付税から適用する。

附 則 (昭和五五年五月二六日法律第六〇号) 抄

1 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

1 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

1 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

1 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令の委任)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月一三日法律第四五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、次項に定める

もののほか、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

3 新法第十二条第二項の表第三十五号の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地

方債に係る元利償還金について適用し、同日前に発行を許可された地方債に係る元利償還金につ

いては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年一月二七日法律第九二号)

この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用

する。

3 地方交付税法第六条の二の規定の適用については、昭和五十七年度に限り、同条第二項中「相

当する額」とあるのは「相当する額から昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当

初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算(特第1号)によ

る補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を控

除した額」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に昭和五十七年度の交付税

及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別

会計補正予算(特第1号)による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差

額の百分の六に相当する額を加算した額」とする。

附 則 (昭和五八年五月一六日法律第三六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五

八年度分の地方交付税から適用する。

第二条 第一条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第一百一十六号)附則第七

項」とする。

3 第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第三条第一項の規定は、昭和五十六年度分に係

る同項に規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なおその効

力を有する。この場合において、同項中「当該税目に関する前年度分又は前々年度分の基準税額」

とあるのは「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん譲与税にあつては当該

税目による昭和五十六年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事

業税にあつては当該税目による同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度にお

いて特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民

税の法人税割にあつては当該税目による同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同

年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」と

、「当該前年度又は前々年度の特別交付税」とあるのは「昭和五十六年度又は昭和五十七年度の特別交付税」と「当該年度」とあるのは「昭和五十八年度」とする。

第十条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五七年二月二六日法律第四号)

<p>— 4 利子割 と 、 同 表 市 町 村 の の 項</p> <p>— 11 利子割交付金 前年度の利子割交付金の交付額 あ る の の 項</p> <p>— 11 利子割交付金 当該年度の利子割交付金の交付額として自治大臣が定める額 と 、 同 表 市 町 村 の の 項</p> <p>— 11 利子割交付金 当該年度の利子割交付金の交付額 と する。</p> <p>附 則 (昭和六二年九月二二日法律第九五号) 抄</p> <p>この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。</p> <p>附 則 (昭和六三年五月二〇日法律第四八号)</p> <p>この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。</p> <p>附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一一〇号) 抄</p> <p>この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。</p> <p>2 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一一一号) 抄</p> <p>この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。</p> <p>(地方交付税法の一一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第一条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。</p> <p>第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。</p> <p>第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一一一号) 抄</p> <p>この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準税率を、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。</p> <p>2 昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。</p> <p>附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一一二号)</p> <p>この法律は、昭和六十四年二月二十八日までの間に売渡し等が行われた製造たばこの課税標準たる本数」とする。</p> <p>第二十二条 昭和六十四年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第二十条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」)の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。</p> <p>この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」)の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。</p> <p>附 則 (平成元年三月一〇日法律第六号)</p> <p>この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」)の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。</p> <p>2 昭和六十三年度及び平成元年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第八条に規定する合併関係市町村に係る同条の合算額は、新法附則第五条の規定の適用がなかったものとして市町村の合併の特例に関する法律第八条の規定により算定した当該合算額に、昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。</p> <p>3 昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対しても交付すべき普通交付税の額の合算額と当該総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額(以下この項において「返還金等の額」という)を控除した額の百分の六に相当する額とし、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。</p>																				
<p>2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定する収入の額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 方 団 体 の 収 入 の 項 目</th> <th>收 入 見 込 額 の 算 定 の 基 礎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の数又は当該施設における利用物件数</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>当該道府県に所在する旧電気税額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>木材の生産量及び価格</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額</td> </tr> </tbody> </table>	地 方 団 体 の 収 入 の 項 目	收 入 見 込 額 の 算 定 の 基 礎	道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額	道府県 市 町 村 の の 項	当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の数又は当該施設における利用物件数	道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額	道府県 市 町 村 の の 項	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員	道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額	道府県 市 町 村 の の 項	当該道府県に所在する旧電気税額	道府県 市 町 村 の の 項	前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額	道府県 市 町 村 の の 項	木材の生産量及び価格	道府県 市 町 村 の の 項	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
地 方 団 体 の 収 入 の 項 目	收 入 見 込 額 の 算 定 の 基 礎																			
道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額																			
道府県 市 町 村 の の 項	当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の数又は当該施設における利用物件数																			
道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額																			
道府県 市 町 村 の の 項	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員																			
道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額																			
道府県 市 町 村 の の 項	当該道府県に所在する旧電気税額																			
道府県 市 町 村 の の 項	前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額																			
道府県 市 町 村 の の 項	木材の生産量及び価格																			
道府県 市 町 村 の の 項	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額																			
<p>2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定する収入の額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 方 団 体 の 収 入 の 項 目</th> <th>收 入 見 込 額 の 算 定 の 基 礎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の数又は当該施設における利用物件数</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>当該道府県に所在する旧電気税額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>木材の生産量及び価格</td> </tr> <tr> <td>道府県 市 町 村 の の 項</td> <td>料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額</td> </tr> </tbody> </table>	地 方 団 体 の 収 入 の 項 目	收 入 見 込 額 の 算 定 の 基 礎	道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額	道府県 市 町 村 の の 項	当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の数又は当該施設における利用物件数	道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額	道府県 市 町 村 の の 項	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員	道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額	道府県 市 町 村 の の 項	当該道府県に所在する旧電気税額	道府県 市 町 村 の の 項	前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額	道府県 市 町 村 の の 項	木材の生産量及び価格	道府県 市 町 村 の の 項	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
地 方 団 体 の 収 入 の 項 目	收 入 見 込 額 の 算 定 の 基 礎																			
道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額																			
道府県 市 町 村 の の 項	当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の数又は当該施設における利用物件数																			
道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額																			
道府県 市 町 村 の の 項	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員																			
道府県 市 町 村 の の 項	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額																			
道府県 市 町 村 の の 項	当該道府県に所在する旧電気税額																			
道府県 市 町 村 の の 項	前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額																			
道府県 市 町 村 の の 項	木材の生産量及び価格																			
道府県 市 町 村 の の 項	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額																			

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	4 前項の規定により、昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税の一部が平成元年度分の地方交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかるわらず、平成元年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額に当該加算されることとなつた額を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額とする。	
		2 1 この法律は、公布の日から施行する。	2 1 この法律は、公布の日から施行する。
市町村	道府県	類団体の種類	地方公共経費の種類
一 財源対策債償還基金費	一 財源対策債償還基金費	測定単位	測定単位
二 地域振興基金費	二 地域振興基金費	人口	人口
昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年	昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年	千円につき	千円につき
度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	○	○
○ 一人につき	○ 一人につき	七六五	六六
単位費用	単位費用		
表示	表示		
一 昭和五十三年度から昭和五十六年度までの各年度において発行を許可された地方債の額	一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の千円		

二 人口		官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人	
附 則 (平成元年一二月一三日法律第七八号)		この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。	
(施行期日)		この法律は、平成二年四月一日から施行する。	
附 則 (平成二年三月三一日法律第一五号) 抄		前項の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、平成二年分の地方交付税から適用する。	
測定単位 の額	測定単位 の種類	測定単位	単位費用
昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度の財源対策債償還のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 八七四	八七四	円
昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度の財源対策債償還のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき 八七四	八七四	円
3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定される。ただし、当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	表示 単位	表示 単位	表示 単位
昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度の財源対策債のための建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額	千円	千円	千円
附 則 (平成二年一二月二六日法律第八四号)		この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年分の地方交付税から適用する。	
附 則 (平成三年三月三〇日法律第七号) 抄		この法律は、平成三年四月一日から施行する。	
(施行期日)		この法律は、平成三年四月一日から施行する。	

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条

前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交付

税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地

方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額」とす

る。

附 則 (平成三年五月一日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用す

る。

(土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)

3 平成三年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十

一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定單

位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とす

る。

道府県	地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
市町村	一 土地開発基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 一、〇〇
	二 地域福祉基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 六四七
	三 財源対策債償還基 金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 三、〇〇

市町村	一 土地開発基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 一、〇〇
	二 地域福祉基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 六四七
	三 財源対策債償還基 金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 三、〇〇
	四 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度における当該各年度ににおいて発行を許可された地方債の額	○ 一人につき 八〇〇 九七八

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	前項の測定単位の数値は、次の表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	千円	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度

各年度において発行を許可された地方債として自治大臣が指定するものの額

附 則 (平成四年六月五日法律第七一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用す

る。

(土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)

3 平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十

一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定單

位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とす

る。

道府県	地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
市町村	一 土地開発基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 一、〇〇
	二 地域福祉基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 六四七

市町村	一 土地開発基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 一、〇〇
	二 地域福祉基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 六四七
	三 臨時財政特例債償還基 金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 三、〇〇

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	前項の測定単位の数値は、次の表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	千円	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度

可された地方債の額

附 則 (平成四年一二月二〇日法律第九七号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。

2 平成三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下この項において「返還金等の額」という。)と百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額(以下この項において「返還金等の額」という。)と百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額(以下この項において「返還金等の額」という。)と百億円との合算額を控除した額とする。

(附 則 (平成四年六月五日法律第七一号)抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用す

る。

(土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)

3 平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十

一条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定單

位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とす

る。

道府県	地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
市町村	一 土地開発基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 一、〇〇
	二 地域福祉基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 六四七

市町村	一 土地開発基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 一、〇〇
	二 地域福祉基金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 六四七
	三 臨時財政特例債償還基 金費	人口	人口	円 ○ 一人につき 三、〇〇

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位	前項の測定単位の数値は、次の表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	千円	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度	昭和六十年度から昭和六十三年度までの各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度

一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
二 臨時財政特例	法律第三十七号)、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(昭和六十年度から昭和六十年法律第四十六号)等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下年	千円

対策のため昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下年

度において特別措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に

に発行を許可された地方債の額

対処するため昭和六十年度から昭和六十二年度までの各年度において特別に

発行を許可された地方債の額

附 則 (平成四年一二月一六日法律第一〇一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年六月一〇日法律第五六号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (地方交付税法の一一部改正に伴う経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成五年度分の地方交付税から適用する。

- 3 平成五年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	地 域 福 祉 基 金 費	經 費 の 種 類	測 定 單 位	單 位 費 用
市町村	地域福祉基金費	人口	人口	円
		一人につき	一人につき	六四七
		円	円	
		一 人 につ き	一 八 九 〇	
		人	表示単位	

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参照して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

道府県	地 方 公 共 團 體 收 入 の 項 目	減 收 見 込 額 の 算 定 の 基 礎
市町村	一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数
	二 消費譲与税	前年度の消費譲与税の額及び課税標準等の額

4 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

- 1 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
- (諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

- 2 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与との他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年三月三一日法律第一六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一二月二二日法律第九六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第一一一号) 抄

この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中地方税法第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに次条第三項並びに附則第九条、第十条第三項及び第十二条

道府県	地方団体の種類	収入の項目
旧特別地方消費税		収入見込額の算定の基礎
料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額		

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成八年度分の地方交付税から適用する。

(平成八年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

平成八年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。

- 1 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二百二十六号)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収見込額
- 2 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収見込額

前項各号に掲げる額の合算額(以下この項において「減収見込額」という。)は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県 市町村 道府県 市町村 割 割	道府県民税の所得 課税標準等の額 市町村民税の所得 前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び 課税標準等の額	附 則 (平成九年三月二八日法律第九号) 抄	
		(施行期日) 四月一日	(施行期日) 一 略

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第二条の改正規定並びに附則第七条及び第二十五条から第二十九条までの規定 平成十二年四月一日
- 2 第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成十二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成十二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十二年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。)をもつて算定した当該道府県の旧特別地方消費税(第二条の規定による改正前の地方税法第二百三十三条第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。)の収入見込額から第二条の規定による改正前の地方税法第二百三十三条第一項に規定する特別地方消費税(以下「旧特別地方消費税」といふ。)の交付金(以下「旧特別地方消費税交付金」といふ。)の交付するものとされる。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

市町村	附 則 (平成九年三月二八日法律第一〇号) 抄	旧特別地方消費税交付金	前年度の旧特別地方消費税交付金の交付額

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。

(平成十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

平成十年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の八十の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

- 1 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成十年法律第八十五号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「平成十一年改正後の地方税法」という。)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額
- 2 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収見込額

(平成十年度の減収見込額)

平成十年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。

2 前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

		道府県民税の所得割	収入の項目 による算定するものとする。
二 不動産取得税	減収見込額の算定の基礎 等の額	前々年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者数等の数及び課税標準等の額	第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の一表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。
二 不動産取得税	減収見込額の算定の基礎 等の額	前々年度における不動産取得税の課税標準等の額	第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の一表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。
市町村民税の所得割 の額	減収見込額の算定の基礎 前年度分の課税の基礎となつた納稅義務者数等の数及び課税標準等	減収見込額の算定の基礎 前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者数等の数及び課税標準等	市町村民税の所得割 の額

附則（平成二〇年六月五日法律第九三号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

(政)急地域経済対策費の基準財政需要額への算入

第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一條の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	地方公共団体の種類		測定単位	単位費用
		道府県	市町村		
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	緊急地域経済対策費	人口	円 一人につき 一、二〇〇	円 一人につき 一、八〇〇
		緊急地域経済対策費	人口	円 一人につき 一、二〇〇	円 一人につき 一、八〇〇

附 則（平成一〇年一二月八日法律第一四六号）

2 平成十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下「返還金等の額」という。）と千三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と千三百億円との合算額を加算した額とする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第一六号）抄

抄

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十一年度分の地方交付税から適用する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

市町村	道府県	の種類
割	道府県民税の所得 割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び 課税標準等の額
市町村民税の所得 割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び 課税標準等の額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び 課税標準等の額

(施行期日) 附則(平成二年七月六日法律第八七号) 括

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する
（第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定
(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限
る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に
限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)
並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条
の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、
第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、
第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

一の法

2 平成十年度に限り 同年度分として交付すべき普通交付税の総額は 同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の

総額に算入される額（以下「返還金等の額」という。）と千三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と千三百億円との合算額を加算した額とする。

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)
第百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月一七日法律第一五四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。
(地方交付税法の一部改正による経過措置)

附 則（平成一二年三月二九日法律第五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。
(地方交付税法の一部改正等)

附 則（平成一二年三月三一日法律第十五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年三月三一日法律第十五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年三月三一日法律第十五号）抄

2 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。

附 則（平成一二年三月三一日法律第十五号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一月一日法律第一三三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日等）
方交付税から適用する。

第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成十二年度分の地

（臨時経済対策費の基準財政需要額への算入）

第二条 平成十二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法（以下「法」という。）第十二条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	地方公共団体の種類	経費の種類		測定単位	単位費用
		臨時経済対策費	人口		
市町村		臨時経済対策費	人口	人口	円
			一人につき	一人につき	七九〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、補正することができます。

（平成十二年度分として交付すべき地方交付税の一部の平成十三年度における交付）

第三条 平成十二年度分として交付すべき地方交付税については、法附則第四条の規定により算定された平成十二年度分の地方交付税の総額から同年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附 則（平成一二年一月八日法律第一四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正等）

第四条 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

附 則（平成一二年三月三〇日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年三月三一日法律第十五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年三月三一日法律第十五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年三月三一日法律第十五号）抄

同法第七十二条の二十三の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の八とする改正規定、同法第七十二条の二十四の九とする改正規定、同法第七十二条の二十二の改正規定（同条第四項の改正規定（同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする部分に限る。）を除く。）、同条を同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の二十一を削る改正規定、同法第七十二条の二十の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の四とする改正規定、同法第七十二条の十六から第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七十二条の十五の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四とし、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定（同条第一項の改正規定（第五十七条第十項及び第十一項、第五十八条第五項）を「第五十七条第十項及び第十一項、第五十八条第五項」に改める部分、「第五十八条、第六十八条の四十三」に改める部分及び「及び第六十八条の六十」を削る部分に限る。）及び同条第一項の改正規定を除く。）、同条を同法第七十二条の二十三とし、同法第七十二条の十三の次に九条を加える改正規定、同法第七十二条の二十五の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定（同条第一項の改正規定（「相当する額の事業税」の下に「次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。」を加える部分に限る。）並びに同条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで、第七十二条の三十三から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七及び第七十二条の三十八の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の三十九から第七十二条の四十までの改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同法第七十二条の四十二の改正規定、同法第七十二条の四十三の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の四十四から第七十二条の四十六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条の四十九の改正規定、同条の次に五条、款名及び八条を加える改正規定、同法第七十二条の五十第一項、第七十条の五十四第二項、第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、第七十二条の六十、第七十二条の六十二から第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十一、第七十二条の八十七及び第七十二条の九十一の改正規定（平成十五年三月三十一日法律第一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十五年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八条の規定は、同年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、平成十二年度分、平成十三年度分及び平成十四年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例によることとする。

（平成十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第五条 平成十五年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税減収調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては当該額に平成十五年度減税減収調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

ハ 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取得税の平成十五年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十五年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十五年度の増収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十五年度の増収見込額（地方税法第六百九十九条の三十二条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の增加見込額を除く。）

二 イからニまでに掲げる額の合算額（特別区にあってはニに掲げる額）からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額ロ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年度の減収見込額ハ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十五年度の減収見込額二 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十五年度の増収見込額ホ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十五年度の増収見込額 前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。	
収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の法人税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 法人の行う事業に対する事業税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
四 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
五 ゴルフ場利用税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
六 自動車取得税	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数
3 第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の一表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。	定める方法により、算定するものとする。
収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 市町村民税の法人税割	当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
三 特別土地保有税	前三年度における特別土地保有税の課税標準額
四 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
五 ゴルフ場利用税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
六 自動車取得税交付金	前年度の自動車取得税交付金の交付額
4 平成十五年度に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に對して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する減収見込額の算定の基礎によることができず又は適当でないと認められるとときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。	平成十五年度に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に對して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する減収見込額の算定の基礎によることができず又は適当でないと認められるとときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。
5 平成十五年度の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政收入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」とあるのは「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改	平成十五年度の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政收入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」とあるのは「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改

正法附則第五条第一項第一号へに掲げる額に平成十五年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下の項において「平成十五年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」である。）と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。
6 平成十五年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額及び都に係る同号ヘに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。
附 則　（平成一六年三月三一日法律第一三号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。 (平成一六年三月三一日法律第一八号)抄
第一条　この法律は、公布の日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。 (平成十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)
第五条　平成十六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額（都にあつては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税減收調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額（特別区にあつては、当該額に平成十六年度減税減收調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。 一　イからホまでに掲げる額の合算額（都にあつては、当該合算額に特別区に係る次号ホからホまでに掲げる額の合算額を加算した額）からヘからチまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
イ　地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額ロ　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額
ハ　所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額
二　地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十六年度の減収見込額
ホ　地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

第一百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に對し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の減少見込額を除く。)	四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十六年度の増収見込額(「所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金」(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。))	五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
ト 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(「地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。))	六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(「地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。))	七 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
ト イからへまでに掲げる額の合算額(特別区にあっては、イ及びヘに掲げる額の合算額)からトからりまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)イ地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減収見込額ロ所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額ハ地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十六年度の減収見込額	八 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利用人員
ニ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減収見込額	九 自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額
ホ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十六年度の減収見込額	十 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
ト 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十六年度の減収見込額	十一 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
チ 地方税法等改正法の施行による地方消費税交付金の平成十六年度の増収見込額	十二 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
リ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十六年度の増収見込額	十三 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。	十四 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
収入の項目	減収見込額の算定の基礎	前年度の地方消費税交付金の交付額
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額
二 道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額
三 法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値	前年度の地方消費税交付金の交付額
四 地方消費税の譲渡割及び貨物割	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額
五 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額
六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量	前年度の地方消費税交付金の交付額
七 ゴルフ場利用税	ゴルフ場の延利用人員	前年度の地方消費税交付金の交付額
八 自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数	前年度の地方消費税交付金の交付額
3 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。	前年度分の法人税割の課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額
収入の項目	減収見込額の算定の基礎	前年度の地方消費税交付金の交付額
一 市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額
二 市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額
三 償却資産に対する課税	前年度分の法人税割の課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額
固定資産税	前年度分の法人税割の課税標準等の額	前年度の地方消費税交付金の交付額

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。 (施行期日) 附則 (平成一六年五月二八日法律第六一號) 抄	5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十八号)附則第五条第一項第一号へに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。
第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (施行期日) 附則 (平成一六年五月二八日法律第六一號) 抄	四 市町村たばこ税

(地方交付税法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定及び第四条(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定に限る。)の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税から適用する。

(平成十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第五条 平成十七年度分の地方交付税における各地方公共団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額(都にあつては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税減收調整額」という。)を控除した額)の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額(特別区にあつては、当該額に平成十七年度減税減收調整額を加算した額)の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ からニまでに掲げる額の合算額(都にあつては、当該合算額に特別区に係る次号イからニまでに掲げる額の合算額を加算した額)からホからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)の施行による法人の事業税の平成十七年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第一百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の減少見込額を除く。)

ホ 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十七年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額を除く。)

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額

チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

二 イ からホまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、ホに掲げる額)からヘからリまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ ロ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対する課税の平成十七年度の増収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十七年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の平成十七年度の減収見込額

ハニホヘト

二 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の平成十七年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の平成十七年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の平成十七年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の平成十七年度の減収見込額

2 前項第一号に掲げる額は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

リ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十七年度の増収見込額

欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額

前年度分の法人税割の課税標準等の額

前年度分の事業税の課税標準等の数値

前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額

前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

前年度の道府県たばこ税の課税標準数量

ゴルフ場の延利用人員

前年度中の自動車の取得件数

前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額

前年度分の法人税割の課税標準等の額

前年度の市町村たばこ税の課税標準数量

地税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額

前年度の市町村たばこ税の課税標準額

前三年度における事業所税の課税標準額

前年度の市町村たばこ税の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準数量

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度の市町村たばこ税の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

リ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十七年度の増収見込額

欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額

前年度分の法人税割の課税標準等の額

前年度分の事業税の課税標準等の数値

前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額

前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

前年度の道府県たばこ税の課税標準数量

ゴルフ場の延利用人員

前年度中の自動車の取得件数

前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額

前年度分の法人税割の課税標準等の額

前三年度における事業所税の課税標準額

前年度の市町村たばこ税の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準数量

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

前年度分の法人税割の課税標準額

若しくは第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二十五項、第二十九項及び第三十二項の改正規定、同条第三十六項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、同条第三十八項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、第五十五条第五項及び第六十二条第一項の改正規定、第二章第一節第三款第四目を削り、同款第五目を同款第四目とする改正規定、第七十二条の七及び第七十二条の改正規定、第七十二条の二の改正規定(同条第二十六条項から第三十一項までを削る改正規定(「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。)及び同条第九項第四号の改正規定を除く。)、第七十二条の二の三とし、第七十二条の二の次に一条を加える改正規定、第七十二条の五第一項第五号、第七十二条の十二及び第七十二条の十三の見出しの改正規定(同条第二十六条項から第三十一項までを削る改正規定(「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。)及び同条第九項第四号の改正規定を除く。)、第七十二条の二十九第一項及び第二項、第七十二条の二十九第一項及び第二項、第七十二条の三十一第二項、第七十二条の三十三第三項、第七十二条の三十三の二、第七十二条の二十四の二、第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の六から第七十二条の二十四の八まで、第七十二条の二十四の十一第一項及び第二項、第七十二条の四十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九第一項及び第二項、第七十二条の三十一第二項、第七十二条の三十七第一項、第七十二条の三十八第一項、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項、第七十二条の四十一、第七十二条の四十八、第七十二条の四十九の三第一項、第七十二条の四十九の八第一項、第七十二条の五十第一項、第七十二条の二節第五款の款名、第七十二条の七十一、第七十二条の七十二、第七十二条の七十八第一項並びに第七十二条の八十の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十三条の七第四号及び第五号、第二百九十二条第一項第四号並びに第二百九十四条の改正規定、第二百九十四条の二を第二百九十四条の二とし、第二百九十四条の次に一条を加える改正規定、第二百九十四条の三、第二百九十四条の四、第二百九十六条、第三百十二条第三項第一号及び第三百二十二条の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(「第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項」を「第四十二条の六第五项、第四十二条の七第五项」に、「第四十二条の十第六項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第十八項、第二十五項、第二十九項、第三十二項及び第三十四項、第三百二十一項の十一第五項、第三章第一節第五项の款名、第三百三十五条、第三百四十三条第八項並びに第六百九十九条の四第二項の改正規定並びに第七百三十四条第三項の改正規定(「第四十三項」を「第四十四項」に改める部分を除く。)並びに附則第三条の一の二の次に一条を加える改正規定、附則第五条及び第八条の四の改正規定(附則第九条第十項の改正規定(「第七十二条の十二第三号」を「第七十二条の十二第二号」に改める部分に限る。)、同条第十二項の改正規定、附則第九条の二の改正規定(同条第一項を削る改正規定、同条第二項の改正規定(「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二」に改める部分に限る。)及び同項を同条とする改正規定を除く。)並びに附則第九条の二の改正規定並びに附則第十二条及び第十五条から第十七条までの規定(信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日)施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

法第二条の改正規定、同法第一章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第三条の二の改正規定（「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に改め、「規定する配当等」の下に「同項に規定する剩余金の配当を除く。」）を加える部分に限る。）、同法第三条の三第五項の改正規定、同法第六条第三項の改正規定、同法第八条の二第一項の改正規定（同項中「配当等で」を「剩余金の配当で」に改める部分及び同項第二号中「第二百三十条第四号」を「第二百三十条第一項第四号」に改める部分に限る。）、同法第八条の三第一項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定、同法第九条第一項の改正規定（同項第一号中「受益証券」を「受益権」に、「第二条第一十八項」を「第二条第二十二項」に改める部分、同項第二号中「受益証券」を「受益権」に、「受益証券に」を「受益権に」に改める部分、同項第四号に係る部分及び同項第八号に係る部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同法第九条の二第四項の改正規定、同法第九条の四第一項の改正規定（「特定目的信託」を「若しくは特定受益証券発行信託の受益権・社債的受益権」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第二項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十第二項第六号の改正規定、同条中「第二条第十四項」に改める部分を除く。）、同法第三十七条の十一第一項の改正規定（「又は出資以外の」を「若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める關係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に改める新たな信託である法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。」）を加える部分に限る。）、同項第二号の改正規定（「法人の合併」の下に「法人課税信託に係る信託の併合を含む。以下この号において同じ。」）を加える部分及び「合併法人」の下に「信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。」）を加える部分に限る。）、同法第三十七条の十四第一項第三号の改正規定、同法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十条の四第二項第三号の改正規定（「株式等」を「株式等の数」に改める部分を除く。）、同条第四項第一号の改正規定、同条中「同条第四項」を「同項第五号」に改め、「株式等証券投資信託」の下に「（第三条の一）に規定する特定株式投資信託を除く。」）を加える部分及び同項第四号に係る部分に限る。）、同法第三十七条の十四第一項第三号の改正規定、同法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十二条の四第二項第三号の改正規定（「株式等」を「株式等の数」に改める部

の二第二項の改正規定（「第二条第三十一号の三」を「第一条第三十二号」に改める部分に限る。）、同法第五十二条の三第二項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定（「第九十二条」を「第九十二条第一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の四第六項の改正規定、同法第六十六条の六第二項第三号の改正規定（株式等」を「株式等の数」に改める部分を除く。）、同条第四項第一号の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六条の八第一項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第三章第七節の四第二款の改正規定、同法第六十七条の六第一項の改正規定、同法第六十七条の十二の前の見出しの改正規定、同条の改正規定、同法第六十七条の十三第三項の改正規定、同法第六十八条の三の二を削る改正規定、同法第六十八条の八第一項の改正規定、同条第五項の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同条を同法第六十八条の三の二とする改正規定、同法第六十八条の十の改正規定（同条第四項に係る部分及び同条第九項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分を除く。）、同条を同法第六十八条の三とし、削る改正規定（同条第三十一号の三）を「第二条第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十四第五項の改正規定（第二条第三十一号の三）を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。）、同条第十一項の改正規定（第二条第三十一号の三）を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。）、同条第十一項の改正規定（第二条第三十一号の三）を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五第五項の改正規定（第二条第三十一号の三）を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。）、同条第十一項の改正規定（第二条第三十一号の三）を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。）、同条第十一項の改正規定（第二条第三十一号の三）を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の四十一第二項の改正規定、同条第九項及び第十二項の改正規定（第二条第三十一号の三）を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の六十八第二項第一号ロの改正規定、同法第六十八条の七十八第十五項第一号の改正規定、同法第六十八条の百五の三第三項の改正規定、同法第六十八条の百九第二項の改正規定、同法第六十八条の九第十第四項第一号の改正規定、同条第五項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第六十八条の九十二第一項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第八十六条规定第二款の改正規定、同法第六十八条の百五の二の前の見出しの改正規定、同条の改正規定、同法第六十八条の百五の三第三項の改正規定、同法第六十八条の百九第二項の改正規定、同法第六十八条の八十八第五項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同法第六十八条の九第十第四項第一号の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第七十条の改正規定、同法第六十八条の九十二第一項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第八十六条规定第二款の改正規定、同法第六十八条の百五の二の前、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十条の十第三項の改正規定並びに附則第五十七条、第五十一条、第六十一条から第六十四条まで、第七十四条第二項、第七十五条第一項、第三項及び第五項から第八項まで、第八十二条第二項、第八十四条、第九十九条第二項、

第一百条、第一百五条、第一百十一条、第一百二十二条第一項、第一百二十三条、第一百二十七条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十三条並びに第百三十九条の規定並びに附則第百五十二条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)附則第九条第二項の改正規定(「障害者等に」を「障害者等に」と、「又は収益の分配の」とあるのは「収益の分配又は剩余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剩余金の配当をいう。以下この号において同じ。)」と、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剩余金の配当」に改める部分に限る。)及び同条第五項の改正規定(「又は収益の分配」を「収益の分配又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する剩余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、第六十六条とあるのは「第一条」に改める部分に限る。)

（その他の経過措置の政令への委任）
第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三一日法律第二一號）抄
第一条（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

附則（施行期日）
（平成十九年三月三日法律第三号）抄
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平

(その他の経過措置の政令への委任)
第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令

で定める。
附 則
(平成一九年三月三一日法律第二四号)
抄

第一条 (施行期日)
この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十九年度分の地方交付税から適用し、平成十八年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（施行期日）（平成九年五月一日法律第三五号）抄

ら施行する。
附 則
(平成一九年五月二三日法律第五三号)
抄

第一条 〔旅行其日〕この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。
附 則（平成二〇年一月一四日法律第四号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月三〇日法律第二二二号）抄
（施行期日） 第一条 二の法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十年度分の地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二年二月二〇日法律第一号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二十一年三月三一日法律第九号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第十四条の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十一年度までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月三一日法律第一〇号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年六月二十四日法律第五七号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 前条の規定による改正後の地方交付税法(以下この条において「新地方交付税法」という。)第十四条の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十一年度までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月三一日法律第五七号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第三十一条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた新

地方交付税法第十四条の規定の適用については、同条第一項中「当該道府県の普通税(法定外普通税を除く。)」とあるのは、「当該道府県の普通税(法定外普通税を除き、自動車取得税及び軽油

引取税にあつては、それぞれ地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧法」という。)の規定による自動車

取得税及び軽油引取税を含むものとする。)と、「以下「自動車取得税交付金」という。」とあるのは、「(旧法第六百九十九条の三十二)の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得

税に係る交付金を含む。以下「自動車取得税交付金」という。)と、「以下「軽油引取税交付

金」という。)とあるのは、「(旧法第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金を含む。以下「軽油引取税交付金」という。)と、「航空

機燃料譲与税」とあるのは、「航空機燃料譲与税並びに地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府

県の項中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「平成二十一年度分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と、

与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と、

地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と、

「とする。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 前条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月三一日法律第五号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 前条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月三一日法律第一〇号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 前条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月三一日法律第一〇号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 平成二十二年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号の二及び市町村の項第十五号中「地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と、

「とする。

附則 (平成二年三月三一日法律第一二号)抄

油譲与税の譲与額」とあるのは、「地方揮発油譲与税の譲与額と前年度の地方道路譲与税の譲与額との合算額」とする。

附則 (平成二年三月三一日法律第一〇号)抄

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二年三月三一日法律第一〇号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月三一日法律第一〇号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置

附則 (平成二年三月三一日法律第五号)抄

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二年三月三一日法律第五号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置

附則 (平成二年三月三一日法律第五号)抄

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 平成二十二年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三十九条の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号の二及び市町村の項第十五号中「地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と、

「とする。

附則 (平成二年三月三一日法律第一二号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、平成二年三月三日法律第一号)抄

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

測定単位	市町村	道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参考して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人口	円	一人につき	八三五〇

測定単位	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	表示単位
------	--------------------------------	------

<p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二二年一月三日法律第六三号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（平成二十二年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例）</p> <p>第二条 平成二十二年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。</p> <p>一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十二年度分の地方交付税の総額</p> <p>二 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額</p> <p>ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により算定する合算額に算入された額を加算した額</p> <p>附 則（平成二三年三月三一日法律第五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「三分の一」とあるのは「三分の一」とする。</p> <p>附 則（平成二三年五月二日法律第三五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則（平成二三年六月三〇日法律第八三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>六 第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条、第九十四条、</p>	<p>第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（「許可を得たもの」の下に「発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。」）を加える部分に限る。）に限る。）及び第百二十三条第一項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二四年三月三一日法律第一一六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二四年三月三一日法律第一一八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二四年八月二二日法律第六九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十二条及び第二十三条の規定 平成三十一年四月一日</p> <p>三 略</p> <p>四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定 令和二年四月一日 (第三条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十五条 第三条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用し、平成二十五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。 (第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十六条 第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。 (第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。 (政令への委任)</p> <p>第十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則（平成二五年三月六日法律第一号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十五年度における交付等）</p>
--	---

以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。（この場合における平成二十六年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一條の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号口に規定する平成二十六年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。）

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十六年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一條に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十六年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十六年度当初通常収支分交付税額（平成二十六年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号）附則第二項の規定に基づき平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附 則（平成二七年三月三一日法律第二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（平成二十七年四月一日）を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一号及び第六号の改正規定 同法附則第十三条第二項の改正規定並びに

（政令への委任） 同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 公布の日 第二十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（平成二十七年三月三一日法律第三号）抄
（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置） 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十七年度分の地方交付税から適用し、平成二十六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例） 第三条 平成二十七年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九条並びに第一百十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）
（政令への委任） 第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年一月二六日法律第四号）

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

二 （平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十八年度における交付等）
（平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十七年度における地方交付税の交付について、新法附則第十一條の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号口に規定する平成二十七年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一條に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額を控除した額
二 イ及びロに掲げる額の合算額
イ 平成二十七年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額（平成二十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方税法附則第八条中第十一項を第十三項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に二項を加える改正規定並びに第六条（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十七条第二項の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条第十二項及び第十三項並びに第十六条第十一項及び第十二項の規定
二から五の二まで 略
五の三 第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十七条、第三十七条の三第一項、第四十七条の二及び第四十七条の四の規定 平成三十一年四月一日
五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二

(平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附 則

(平成三十一年三月二九日法律第二号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

略

九 第六条及び第九条並びに附則第二十二条、第二十五条及び第三十条第三項の規定 令和十六年四月一日

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置等)

第三十条 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十五号中「前年度の自動車重量譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の自動車重量譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附 則 (平成三十一年三月二九日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定による改正前の地方交付税法（次項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月二九日法律第四号) 抄

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日

二 附則第十一条（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の改正規定に限る）、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定 平成三十一年四月一日

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、令和二年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、令和元年度分までの地方交付税に係る前条の規定による

改正前の地方交付税法（次項において「旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 新地方交付税法附則第八条の規定は、令和二年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定过大と認められる額の算定について適用し、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定过大と認められる額の算定については、なお従前の例による。この場合において、同条平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）」とす

る。

3 令和二年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附 則 (平成三十一年三月二九日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次項において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る同条が定める額」とする。

(令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 この法律の施行の日（附則第五条第二項において「施行日」という。）から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新地方交付税法附則第七条の四の規定の適用については、同条第一号へ中「平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは「自動車取得税」と、同号リ中「平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取扱税交付金」とあるのは「自動車取扱税交付金」と、同号ヘ中「地方税法第百七十七条の六」とあるのは「平成三十一年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六」とする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三日法律第六号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年一月三日法律第三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新地方交付税法」という。)の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 令和三年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表の都道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与額」として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」として総務大臣が定める額」とする。

附 則 (令和三年三月三一日法律第十九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正等)

第十条 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正等)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。
(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。
この法律の施行に旧法令の規定により従前の国機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法

令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十
二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年一二月二十四日法律第八号)
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入)
第二条 令和三年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という。)第十二条の規定による基
準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類
及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算
した額とする。

地方団体の種類	測定単位	基準財政需要額	
		人口	人口
一、臨時経済対策費	人口	○	○
二、臨時財政対策債償還	人口	○	○

測定単位	基 金 費	
	人口	人口
一、人口	○	○
二、人口	○	○

測定単位	基 金 費	
	人口	人口
一、人口	○	○
二、人口	○	○

測定単位	基 金 費	
	人口	人口
一、人口	○	○
二、人口	○	○

測定単位	基 金 費	
	人口	人口
一、人口	○	○
二、人口	○	○

一 新法附則第四条の規定により算定された令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一條に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和三年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額から一兆五千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第三条の三第二項の規定により令和三年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

附 則 (令和四年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

道府県	臨時経済対策費	経費の種類	測定単位	人口
人口	測定単位	単位費用	人口につき	一、八〇〇
円	円	円	一人につき	一、八〇〇

市町村	臨時経済対策費	人口	一人につき	一、八〇〇
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参考して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

(令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち法附則第十一條に規定する令和四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 法附則第四条の規定により算定された令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額から法附則第十一條に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和四年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額から一兆五千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第三条の三第二項の規定により令和三年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

道府県	地 方 團 體 の 種 類	地 方 團 體 の 種 類	測定単位	人口
一	臨時経済対策費	経費の種類	測定単位	人口
人口	人口	単位費用	一人につき	一、八〇〇

二 臨時財政対策債償		臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特に起こすことができることとされた地方債の額
市町村	一 臨時経済対策費 還基金費	人口
二 臨時財政対策債償	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができるることとされた地方債の額	人口
一 臨時経済対策費 還基金費	前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参考して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。	人口
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	こととされた地方債の額
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人口
二 臨時財政対策	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号) 千円 (2) 第二条の規定による改正前の地方財政法(昭和二十三年法律第百九号) 第四百八十九号 (3) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすこととされた地方債の額 (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号) (5) 第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすこととされた地方債の額 (6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号) (7) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口 のため平成十六年第三条の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において特に起こすこととされた地方債の額 ができることができるとされた地方債の額 ができるとされた地方債の額 ができるとされた地方債の額 ができるとされた地方債の額 ができるとされた地方債の額 ができるとされた地方債の額
測定単位の数値の算定の基礎	こととされた地方債の額	こととされた地方債の額
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	こととされた地方債の額
位 单 示 表	人	人
五〇	千円につき	一人につき
二	九	五

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額

(令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和六年度における交付)
第三条 令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

県府道	類種の体団方地経費の種類	別表第一（第十二条第四項関係）
一 警察費		（一） 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置
警 察 職 員 数	測定単位	（二） イ及びロに掲げる額の合算額 イ 令和五年度分に係る新法第十一条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額 ロ イに規定する合算額から三千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により令和五年度分の地方交付税の総額に算入された額及び百五十億円を加算した額
○ 一人につき 八、六八七、〇〇	単位費用	（三） 令和六年三月三〇日法律第五号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和六年度分の地方交付税から適用し、令和五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。 (令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例) 第三条 令和六年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十六号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十九号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

○	千平方メートルにつき	一三七、
○	一キロメートルにつき	一、八
○	九三、〇〇〇	一キロメートルにつき
○	一メートルにつき	一九二、
○	一メートルにつき	二九、五〇
○	一メートルにつき	五、二〇〇
○	一メートルにつき	一〇、二〇
○	一メートルにつき	四、六二〇
○	一人につき	一、二八〇
○	一人につき	五、九八八、〇〇
○	一人につき	五、九〇九、〇〇
○	一人につき	六、七三六、〇〇
○	一人につき	六二、一〇〇
○	一人につき	五、五八三、〇〇
○	一人につき	二、一八〇
○	一人につき	二一四、〇〇〇
○	一人につき	三二二、七四〇
○	一人につき	九八、六〇〇
○	一人につき	九、四五〇
○	一人につき	七、五一〇
○	一人につき	一四、九〇〇
○	一人につき	九八、二〇〇
○	一人につき	五八、二〇〇
○	一人につき	九八、三〇〇
○	一人につき	一一七、〇〇〇
○	一戸につき	四五〇
○	一戸につき	五、三二

人口	世帯数	世帯数	一 人につき 一、三六〇
台帳費	戸籍住民基本	戸籍数	一籍につき 一、一二〇
総務費	徴税費	徴税費	一 世帯につき 一、七四〇
商工行政費	3	3	一 人につき 一、九〇〇
災害復旧費	七	七	一 世帯につき 一、九五〇
辺地対策事業費	八	八	一 平方キロメートルにつき 〇二四、〇〇〇
債償還費	九	九	一 人につき 一、七四〇
補正予算債償還費	九	九	一 人につき 一、九〇〇
地方税減収補填債償還費	十	十	一 人につき 一、九〇〇
財源対策債償還費	十一	十一	一 人につき 一、九〇〇
減税補填債償還費	十二	十二	一 人につき 一、九〇〇
臨時財政対策債償還費	十三	十三	一 人につき 一、九〇〇
災害緊急防災施策等債償還費	十四	十四	一 人につき 一、九〇〇
国土強靭化施策債償還費	十五	十五	一 人につき 一、九〇〇

別表第二（第十二条第五項関係）
地方団体の種類

市町村	道府県	測定単位	単位費用
面積	人口	面積	人口
円 一人につき 一平方キロメートルにつき	九、七四〇 一九、四〇〇 一一、二〇〇、〇〇〇	円 一人につき 一平方キロメートルにつき	九、七四〇 一、〇六二、〇〇〇